**既存の計画への追記による避難確保計画の作成**

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

【既存の計画に追記例】

 ②自衛水防組織の項目を追加

 自衛消防組織等の記載を参考に、【洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務】の任務を記載。

※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

【追加例】

（自衛水防の組織と任務分担）

第〇条〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係別 | 任務内容 |
| 統括管理者 | 自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。 |
| 情報伝達係 | 洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。 |
| 避難誘導係 | 避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。 |

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

既存計画の目的に水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を加える

【追記例】

（目的）

第〇条この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、〇〇〇〇の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第１５条の３第１項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

 ③洪水時の防災体制の項目を追加

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

【追加例】

 （洪水時の活動）

第〇条洪水時においては、次の防災体制をとる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 〇〇情報発表 | 情報収集、関係職員招集 | 情報伝達係 |
| 警戒体制 | ○○川の水位が警戒レベル３相当を超えた場合高齢者避難等の発令 | 情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、・・ | 情報伝達係、避難誘導係等 |
| 非常体制 | ○○川の水位が警戒レベル４相当を超えた場合避難指示の発令 | 施設全体の避難誘導、・・ | 避難誘導係等 |

既存の防災体制の基準に判断時期・活動内容・対応要員の追記を行う。判断時期等は洪水避難確保計画ひな形を参照してください。

 ⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

※実情に応じ、各施設の判断で現在実施している教育・訓練をもって代えることができる。

【追加例】

教育内容に【洪水の危険性及び前兆現象】を入れる

 ⑤避難の確保を図るための施設を追加

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。

※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

【追加例】

 （洪水に備えての準備品）

第〇条第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

|  |  |
| --- | --- |
|  活動の区分 | 使用する設備又は資器材（一例） |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

使用する設備又は資器材は、各施設で上記以外でも必要と思われる物の準備を行います。

 ④洪水時の避難誘導の項目を追加

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

【追加例】

（１）避難誘導

施設内避難が不可の場合は、施設内避難が可能な災害と分けて記載する必要がある。

（2）避難経路

施設内避難が不可の場合は、施設内避難が可能な災害と分けて記載する必要がある。